

尼崎市立すこやかプラザ指定管理者募集要項

尼崎市立すこやかプラザ（以下「本件施設」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例（平成11年尼崎市条例第36号。以下「条例」という。）第8条（プラザの管理）の規定に基づき、指定管理者制度を導入しているが、このたび指定期間の満了に伴い、指定管理者を再募集する。

ついては、条例第9条（指定管理者の指定の申請）及び第10条（指定管理者の選定）に基づき、本件施設の管理を行わせるに最も適当と認められる法人その他の団体（以下「法人等」という。ただし、法人格の有無を問わない。以下同じ。）を申請者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定することとし、その選定に当たって必要な事項についてこの要項で定める。

本要項は、本件施設に係る指定の申請並びに管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものであり、本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「指定管理施設における業務の評価（モニタリング評価）の手引き」（以下「手引き」という。）に定めている。指定の申請に当たってはこれらの内容を十分に踏まえること。

I 募集の概要

1 施設の情報

名 称	尼崎市立すこやかプラザ
設 置 目 的	少子・高齢型社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成
所 在 地	尼崎市七松町1丁目3番1―502号（フェスタ立花南館5階）
面 積	991.15㎡（5階の一部 専有部883.82㎡ 共用部107.33㎡）
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上27階地下1階建て
竣工年月日	平成12年3月
施 設 概 要	多目的ホール、一時預かりルーム等

2 主な管理の条件及び管理の基準等

(1) 管理の基本的な考え方

指定管理者は、本件施設を管理するに当たり、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に基づき、適正な管理運営を行わなければならない。

ア 本件施設の設置目的に即して管理運営を行うこと。

イ 利用者の平等な利用の確保を図ること。

ウ 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。

エ 個人情報の適正な管理を行うこと。

(2) 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ね、合意を基調として、良好なパートナーシップを形成するものとし、その上で、本件施設の目的を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的にそれぞれの強みを生かしながら、効果的、効率的かつ適正に取り組を進めるものとする。

(3) 主な管理の条件及び管理の基準

管理の条件及び基準に係る主な事項は、次の表に示すとおりである。業務内容及び履行方法等の詳細については、「(別添1) 尼崎市立すこやかプラザ指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照すること。

指 定 管 理 料	66,365,000円(提案上限額)※ ・上記金額は消費税及び地方消費税を含む ・仕様書3(2)アに記載の「地域子育て支援拠点スペース」及び仕様書3(2)ウに記載の「一時預かり事業」は第二種社会福祉事業のため非課税事業とする ・提案上限額を超える提案については失格とする
指 定 期 間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(予定)
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務	条例第12条各号に掲げる業務とする。 (1) 次に掲げる事業の実施に関すること。 ア 高齢者の居住環境の改善その他自立の支援に関すること。 イ 子育ての支援に関すること。 ウ 世代間の交流に関すること。 エ その他市長が必要と認める事業 (2) 利用許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。 (3) 本件施設の多目的ホール及び一時預かりルームの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 (4) 本件施設の施設及び付属設備の維持管理に関すること。 (5) その他市長が必要と認める業務
指 定 管 理 者 に 期 待 す る 事 項	管理業務の実施に当たっては、次の事項を期待する。 (1) 指定事業及び自主事業とも、効率性・実効性などの面から付加価値の高い内容であること。 (2) 指定管理者が行う業務のうち、特に尼崎市子どもの育ち支援条例(平成21年尼崎市条例第41号)の理念を踏まえた創意工夫のある取組を行うこと。
開 館 時 間	午前9時から午後9時まで (一時預かりルーム 午前10時から午後3時まで) (多目的ホール 午前9時から午後9時まで)
休 館 日	(1) 水曜日 (2) 年末年始(12月29日～1月3日) ※ 多目的ホールについては(2)に限る

リスク分担	別表のとおり
ガイドライン記載以外の関係法令等	ガイドラインに記載されていないもので、本件施設の管理に当たって遵守すべき法令等は、以下のとおりである。 ・こども基本法（令和４年法律第７７号） ・こども基本法第９条に規定するこども大綱 ・次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）、次世代育成支援対策推進法施行令（平成１５年政令第３７２号）及び次世代育成支援対策推進法施行規則（平成１５年厚生労働省令第１２２号） ・子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号） ・子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号）、子ども・若者育成支援推進法施行規則（平成２２年内閣府令第９号） ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成２５年法律第６４号） ・尼崎市子どもの育ち支援条例 ・尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例 ・尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１２年尼崎市規則第５２号）

※ 各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）で定める。

３ 申請資格等

申請することができる者は、法人等であって、指定期間中、本件施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められるものとする。ただし、個人による申請はできないものとする（地方自治法第２４４条の２第３項）。

なお、複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）による申請は、これを可とする。

(1) 申請できない者

- ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に該当する者
- イ 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者
- ウ 契約を締結する能力を有しない法人等
- エ 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等
- オ 破産手続開始決定の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てその他これら類する手続等がなされている者
- カ 法人税、消費税及び地方消費税並びに事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納している者（法人等又はその代表者に係るものに限る。）
- キ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第４号に

規定する暴力団をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。)(以下「暴力団等」という。)

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する法人等

ケ 選定委員会において指定管理者候補者として選定された後、指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間中に指定処分の取消を受けた者は、当該事案が発生した年度及び直近年度に実施される本件施設及び類似施設の公募には申請できないものとする。

社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、あこや学園、たじかの園、身体障害者デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、尼崎学園、ユース交流センター
--------	--

(2) 共同事業体等により申請する際の留意事項

- ア 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
- イ 代表の法人等を定めること。
- ウ 単独で申請した法人等は、他の共同事業体等の構成団体になることはできない。
- エ 同時に複数の共同事業体等の構成団体になることはできない。
- オ 申請後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

4 申請の手続き

(1) 提出書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。共同事業体等による申請の場合は、ウからコまでの書類について、全ての構成団体に係る書類を提出しなければならない。

なお、申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。提出された書類は、返却しない。

また、提出された書類は、尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)に基づき開示する場合がある。

ア 指定管理者指定申請書(暴力団等に該当しない旨等の誓約を含む。)

イ 事業計画書(様式不問)

※ 仕様書3(1)(2)(3)に記載の事業について、実施内容及び実施予定回数を記載すること。なお、記載した内容については、原則として指定を受けた場合必ず実施するものとする。

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書*

エ 役員の名簿及び履歴書*

オ 法人等の事業計画書及び収支予算書(指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。))のものの。)*

カ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(申請年度の過去5カ年(令和3年度から令和7年度)のもの。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。)*

また、上記に加え、5期比較計算表等のそれぞれの計算書の5期比較が可能な集計

表

- キ 申請年度における財産目録
- ク 組織及び運営に関する事項を記載した法人等の概要書その他これに類する書類
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所の所在する市町村の市町村税を滞納していないことを証する書類（非課税の場合は、それに代わる書類）
- コ 主たる事業所の所在する市町村の水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類
- サ 自主事業予定表（事業計画書で自主事業を実施する予定する場合に提出すること。）
 - ※ 自主事業に係る職員配置、利用者目標数等、収入見込額、収支計画、目標設定及び達成方針等を記載したもの
- シ 共同事業体等の代表団体及び構成団体を記載した書類（共同事業体等による申請の場合に提出すること。）
- ス 共同事業体等の構成団体間における管理業務の分担等を定めた協定書（共同事業体等による申請の場合に提出すること。）
- セ 適切な運営を行うために法人等で作成しているマニュアル類
- ソ その他市長が必要と認める書類
 - *印を付した書類については、法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類をもって代えることができる。

(2) 申請書等の提出先

配布期間	令和8年7月27日（月）から令和8年9月28日（月）まで ※ 当該期間に募集要項を配布する
受付期間	令和8年8月10日（月）から令和8年9月28日（月）まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
受付場所	尼崎市 こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども福祉課 （尼崎市役所 本庁舎北館2階）
提出部数	正本1部 副本10部

※ファクス又は電子メールによる申請書類の提出は受け付けない。

(3) 施設所管課（問い合わせ先）

尼崎市こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども福祉課
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
電 話 06-6489-6349 ファクス 06-6482-3781
メールアドレス ama-kodomo-support@city.amagasaki.hyogo.jp

5 説明会及び施設見学会の開催

申請を予定する法人等は、申請方法、提出書類などについての説明会及び施設見学会に可能な限り出席すること。当日は、募集要項等の資料は配布しないので、事前に資料を入手の上持参すること。（参加人数は、1法人等につき3人まで）

(1) 開催日時

令和8年8月10日（月） 午後2時から午後4時まで

- (2) 開催場所
尼崎市すこやかプラザ 多目的ホールC
- (3) 予約方法
4(3)に掲げる施設所管課に電子メールで参加申込書を提出のこと
- (4) 予約の期間
令和8年7月27日(月)から8月7日(金)の正午まで

6 質問事項の受付及び回答

- (1) 質問事項の受付
募集要項等に関する質問については、令和8年7月27日(月)から8月14日(金)までに質問票を4(3)に掲げる施設所管課に電子メールで提出のこと。なお、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問事項の回答等
募集要項等に関する質問の回答は、令和8年8月21日(金)までに申請法人等の名称を伏せて、尼崎市ホームページに掲載する。なお、緊急の通知等を行う場合も、尼崎市ホームページに掲載する。

II 選定方法及び審査基準

1 選定方法

尼崎市立すこやかプラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の審査基準に基づき、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション形式）を実施し、選定する。

面接審査は、10月頃の実施を予定している。実施日時、場所及び出席人数等については、後日通知する。

2 審査基準

選定委員会は、条例第10条（指定管理者の選定）に基づき、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 本件施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ア 設置目的を果たすため、今日的な視点を踏まえた施設運営及び事業展開の方針を有しているか。
 - イ アを踏まえ、事業内容の充実が図られているか。
 - ウ 必要な人員（有資格者を含む）が確保できているか。
 - エ サービスの向上、利用促進が十分に図られているか。
 - オ 管理運営経費が妥当であるか。
 - カ 市内貢献

尼崎市が求める基準（評点等）を満たした場合に、以下の条件に該当する法人等（共同事業体等の場合は、構成団体のうちいずれかが該当するものとする。）に対して評

価し、加点する。

(ア) 市内に本社等を有し、又は市内に支店等を有するとともに、現に人員を配置し、事業活動を行っていること。

(イ) 事業実施に際し、市内在住者の雇用に配慮していること。

キ なお、仕様書 3 (1)(2)(3)及び仕様書 4 に記載する事業に関する提案への評価においては、尼崎市子どもの育ち支援条例及び尼崎市こども・若者総合計画の理念を踏まえた事業の提案に対して重点的に評価することとする。

(3) 本件施設の管理を安定して行う能力を有していること。

ア 財政的な基盤を有しているか。

イ 管理に必要な人員確保ができているか。

ウ 管理体制が十分か。

エ 社会的課題※の解決に資する取組の推進

※ 次の例のような取組を推進するための提案がなされている、若しくはすでに実施されているか（尼崎市公共調達基本条例（平成 28 年尼崎市条例第 54 号）第 9 条）

- ・ ISO 9001 の認証を取得している
- ・ ISO 14001 の認証を取得している
- ・ エコアクション 21 の認証を取得している
- ・ 障害者雇用をしている
- ・ 保護観察対象者等を 3 か月以上雇用している
- ・ 協力雇用主として神戸保護監察所に登録している
- ・ 尼崎市と「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、尼崎市が施行する訓練に参加している
- ・ 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定されている
- ・ 1 年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の 1 % 以上

オ このほか、本件施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 選定審査の対象からの除外（失格事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、その補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、申請した法人等に文書で通知する。

III 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市と協議の上、別途協定を締結するものとする。各協定に規定する主な事項については、「ガイドライン」に掲げる例示を参照するものとする。

また、基本協定については、指定の議決を経て尼崎市が指定管理者として指定したとき、

手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとする。

なお、基本協定を締結する際には、別途「暴力団排除に関する特約」を締結するものとする。

IV 業務の引継ぎ

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和9年3月31日までの間に、本件施設の管理に関する業務の引継ぎを及び現指定管理者と行うものとする。なお、引継ぎに係る費用等は、指定管理者の負担とする。

V 労働関係法令遵守報告書の提出

本件施設の指定管理者及び下請負者等（尼崎市公共調達基本条例施行規則（平成29年尼崎市規則第30号）に定める業務を受注している業者をいう。）は、管理業務を行うに当たり、尼崎市公共調達基本条例に基づき、「労働関係法令遵守状況報告書」を提出するとともに、当該報告書を本件施設の事務室等に掲示し、従事する労働者に明示すること。

なお、詳細については、Ⅷ 参考資料「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」を参照すること。

VI 人権尊重の取組

指定管理者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

VII 業務の調査及び評価、指示

業務の調査及び評価、指示等については、「ガイドライン」及び「手引き」を参照すること。

1 ガイドライン

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/288/shiteikanri_guideline_R611_2.pdf

2 手引き

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/288/shiteikanri_monitoringR610.pdf

VIII 参考資料

- (1) 尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例及び同法施行規則
- (2) 施設平面図

- (3) 尼崎市立すこやかプラザ指定管理業務仕様書
- (4) 尼崎市立すこやかプラザ指定管理者指定申請書
- (5) 尼崎市立すこやかプラザ指定管理者指定申請 質問票
- (6) 労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文

別表 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む。）の誤り又は不備により生じた費用及び損害	●	
法令等の変更に 関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設又は改正により生じた経費の増加又は収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設又は改正により生じた経費の増加又は収入の減少（最低賃金の変動による経費の増加を含む。）	両者協議	
	消費税及び地方消費税の税率変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可に関する リスク	事業の実施に当たり、市が取得し、又は更新すべき許認可等が取得されず、更新されず、又は遅延したことにより生じた費用及び損害	●	
	事業の実施に当たり、指定管理者が取得し、又は更新すべき許認可等が取得されず、更新されず、又は遅延したことにより生じた費用及び損害		●
利用者及び 第三者への賠償 に関するリスク	市の責めに帰すべき事由により、利用者又は第三者に損害を与えた場合における当該損害賠償に要する費用その他の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者又は第三者に損害を与えた場合における当該損害賠償に要する費用その他の損害		●
	上記以外の事由により、利用者又は第三者に損害を与えた場合における当該損害賠償に要する費用その他の損害	両者協議	
管理運営業務の 変更、中止等 に関するリスク	市の責めに帰すべき事由により、管理業務の変更、中止又は延期が生じた場合における経費の増加、収入の減少その他の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の変更、中止、又は延期が生じた場合における経費の増加、収入の減少その他の損害		●
	上記以外の事由により、管理業務の変更、中止、又は延期が生じた場合における経費の増加、収入の減少その他の損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の行為その他の不可抗力を含む。）	両者協議	
施設、設備等の 損傷に関する リスク	経年劣化等により、新たに補修又は更新が必要となった施設、設備又は備品に係る費用	仕様書 3 (6) に規定	
	市の責めに帰すべき事由により生じた施設、設備又は備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた施設、設備又は備品の損害		●
	上記以外の事由により生じた市が所有する施設、設備又は備品の損害（自然災害、第三者の行為その他の不可抗力を含む。）	●	

	上記以外の理由により生じた、当該施設の管理業務の用に供する指定管理者が所有する施設、設備又は備品の損害（自然災害、第三者の行為その他の不可抗力を含む。）		●
性能に関するリスク	指定管理者が実施する業務の内容が、尼崎市が求める要求水準に達しないことにより生じた費用及び損害		●
物価又は金利変動に関するリスク	物価又は金利の変動により生じた経費の増加又は収入の減少		●
原状回復に関するリスク	指定期間の満了又は指定の取消しに伴う原状回復に要する費用		●